

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【公表番号】特表2018-516920(P2018-516920A)

【公表日】平成30年6月28日(2018.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2018-024

【出願番号】特願2017-561971(P2017-561971)

【国際特許分類】

A 6 1 K 47/68 (2017.01)

A 6 1 K 31/537 (2006.01)

A 6 1 K 39/395 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/04 (2006.01)

A 6 1 P 15/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 47/68

A 6 1 K 31/537

A 6 1 K 39/395 Y

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 35/04

A 6 1 P 15/00

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月27日(2019.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

H E R 2 陽性の局所進行性のまたは未治療の転移性乳癌の治療のための医薬であって、抗 H E R 2 - メイタンシノイド(m a y t a n s i n o i d)複合体の治療有効量を含み、該治療が前記乳癌を有する患者に該医薬を投与することを含み、前記患者が、タキサンによる前治療を受けている、医薬。

【請求項2】

前記投与が、タキサンによる前治療から6ヶ月以上経過した後に行われる、請求項1に記載の医薬。

【請求項3】

前記前治療が、アジュvant療法で施されている、請求項1または2に記載の医薬。

【請求項4】

前記前治療が、非アジュvant療法で施されている、請求項1または2に記載の医薬。

【請求項5】

前記タキサンがパクリタキセルである、請求項1から3のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項6】

前記パクリタキセルが、80mg/m²にて毎週静脈内投与されていた、請求項5に記載の医薬。

【請求項7】

前記パクリタキセルが、最短で18週間投与されていた、請求項6に記載の医薬。

【請求項 8】

前記タキサンが、ドセタキセルである、請求項1から4のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 9】

前記ドセタキセルが、75mg/m²または100mg/m²にて3週間毎に静脈内投与されていた、請求項8に記載の医薬。

【請求項 10】

前記ドセタキセルが、最短で6サイクルの間投与されていた、請求項9に記載の医薬。

【請求項 11】

前記抗HER2-メイタンシノイド複合体が、トラスツズマブ-メイタンシノイド複合体である、請求項1から10のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 12】

前記トラスツズマブ-メイタンシノイド複合体が、トラスツズマブ-DM1複合体である、請求項11に記載の医薬。

【請求項 13】

前記トラスツズマブ-DM1複合体が、トラスツズマブ-MCC-DM1である、請求項12に記載の医薬。

【請求項 14】

前記トラスツズマブ-MCC-DM1が、3.6mg/kgで3週間毎に投与される、請求項13に記載の医薬。

【請求項 15】

前記トラスツズマブ-MCC-DM1が、2.4mg/kgで毎週投与される、請求項13に記載の医薬。

【請求項 16】

前記乳癌が、未治療の転移性乳癌である、請求項1から15のいずれか一項に記載の医薬。